事　務　連　絡
令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県情報政策担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市情報政策担当課
御中

総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局公営企業課
総務省自治行政局地域ＤＸ推進室

デジタル活用推進事業債等の取扱いについて（周知）

令和８年度地方債同意等基準（令和８年総務省告示第159号）等に定めるデジタル活用推進事業債等については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

１．デジタル活用推進事業債に係る制度概要

(1)　対象事業

地方財政法第33条の５の14に規定する情報通信技術の活用の推進に関する計画（以下「デジタル活用推進計画」という。）に基づいて行われる以下の事業とする。

デジタル活用推進計画の記載事項等は別紙１を参照すること。

①　地方単独事業

ア　情報システムの導入又は改修

次に掲げる情報システムの導入又は改修（当該情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システムの導入又は改修を含む。以下同じ。）

(ｱ)　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システム

(ｲ)　行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム

(ｳ)　サイバーセキュリティの確保のために必要な情報システム

(ｴ)　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（以下「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システム（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

a　移住及び定住並びに地域間交流の促進

b　農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性の向上

c　日常的な移動のための交通手段の確保

d　生活環境の維持及び管理

e　子育て環境の確保

f　保健及び福祉の向上

g　医療の確保

イ　情報通信機器等の整備

(ｱ)　次に掲げる情報通信機器の購入

a　住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性の向上のために当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器（内部管理に関するものを除く。）

b　地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

(ｲ)　(ｱ)に掲げる情報通信機器を利用するための公共施設内のLAN整備

②　国庫補助事業として実施される以下の情報システムの導入若しくは改修又は情報通信機器等の整備に係る事業（①において対象となるものに限る。）

ア　公立学校情報機器整備費補助金による事業（公立学校情報機器購入事業に限る。）

イ　地域未来交付金デジタル実装型による事業

※　情報システム・情報通信機器等の例は、別紙２　１及び２のとおりであること。

(2)　対象経費

(1)①に掲げる事業については、次に掲げる経費を対象とする。

①　地方公共団体（公営企業を除く。）が実施する(1)①に掲げる事業に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）

②　地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く。）が実施する(1)①に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

③　公営企業及び公営企業型地方独立行政法人が実施する以下の事業に係る負担又は助成に要する経費

・　eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業

・　サイバーセキュリティの確保のために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業
・　地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業及び情報通信機器等の整備

④　公共的団体又は地方財政法施行令第１条に規定する出資法人が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業及び情報通信機器等の整備係る負担又は助成に要する経費

(1)②に掲げる事業に要する経費ついては、上記の取扱いに準ずるものとする。

※　①において対象外とされる経費は、別紙２３のとおりであること。

(3)　その他の要件

①　情報システムに関する要件

総務省が策定する自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画（以下「自治体ＤＸ推進計画」という。）に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること。

なお、③に該当する業務・システムは「各府省庁において自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについて（周知）」（令和８年４月１日付総務省自治行政局地域ＤＸ推進室、自治財政局地方債課事務連絡）のとおりであること。

＜自治体におけるシステム整備の考え方（抜粋）＞

人口減少社会を前提とすれば、約 1,800 の地方公共団体がそれぞれ個別にアプリケーションを整備していくことは必ずしも持続可能とは言えず、自治体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。

このことを踏まえ、自治体におけるシステム整備の考え方を次のとおり示す。

①　喫緊の課題である20 業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力する。

②　国と地方公共団体で構成される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において合意された業務・システムについては、共通SaaSの導入が進められることとされている。各自治体においては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024年（令和６年）６月21日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、共通SaaSの利用を推進する。

③　各府省庁がプラットフォームを構築し、これに接続できるシステムの整備を求める、標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるなどにより、自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについては、各自治体においては、その趣旨を踏まえた整備・利用を推進する。

④　②の対象とならない業務・システムについても、都道府県の共同調達によ

る横展開の推進等に取り組んでいく。例えば、都道府県と市町村が連携したＤＸ推進体制等において、既に多くの都道府県が市町村と共同調達を進めている業務システムや、RPAやビジネスチャットツール等の共通業務ツールなど、実質的に共通化が進んでいるものについては、都道府県の共同調達等により整備を進めることを検討する。

また、システムの整備に当たっては、システムを所有から利用へと転換するSaaS利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指す。

② 事業費の要件

デジタル活用推進計画に位置づける事業単位を一件として、一件の事業費が、100万円以上のものであること。

(4) 財政措置

(1)①に該当する事業（高等学校の学習者用端末の整備を除く。）

：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率50%

(1)①に該当する事業（高等学校の学習者用端末の整備）

：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置なし(※)

※ 別に単位費用による交付税措置を講ずることとしている。

(1)②に該当する事業

：充当率90%、元利償還金に対する交付税措置なし(※)

※ 別に単位費用による交付税措置を講ずることとしている。

(5) 償還年限：原則として５年以内

(6) 事業期間：令和11年度まで

２．公営企業デジタル活用推進事業債に係る制度概要

(1) 対象事業

デジタル活用推進計画に基づいて行われる以下の事業とする。

デジタル活用推進計画の記載事項等は別紙１を参照すること。

① 地方単独事業

ア 情報システムの導入又は改修

次に掲げる情報システムの導入又は改修

(ｱ) 住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システム

(ｲ) 行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム

(ｳ) サイバーセキュリティの確保のために必要な情報システム

(ｴ)　地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

イ　情報通信機器の整備

次に掲げる情報通信機器の購入

(ｱ)　住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性向上のために当該住民及び当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器（内部管理に関するものを除く。）

(ｲ)　地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

②　地域未来交付金デジタル実装型による国庫補助事業
（①において対象となるものに限る。）

※　情報システム・情報通信機器等の例は、別紙２１及び２のとおりであること。

(2)　対象経費

公営企業が実施する(1)に掲げる事業に要する経費

(3)　その他の要件

①　情報システムに関する要件

自治体ＤＸ推進計画に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること。

②　事業費の要件

デジタル活用推進計画に位置づける事業単位を一件として、一件の事業費が、100万円以上のものであること。

(4)　財政措置

充当率100％、元利償還金に対する交付税措置なし

(5)　償還年限：原則として５年以内

(6)　事業期間：令和11年度まで

３．デジタル活用推進事業債等における手続（別紙３参照）

(1)　地方公共団体は、「令和８年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第１次分）」及び「令和８年度公営企業債の協議等手続（一次協議分）に係る起債協議等額の照会について」で指定する提出期限の30日前までにデジタル活用推進計画を総務省自治行政局地域ＤＸ推進室に、電子メールにより提出する。第２次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の30日前までに「デジタル活用推進計画」及び「提出団体数及び事業数入力様式」を地域ＤＸ推進室に、電子メールにより提出する。

(2)　地域ＤＸ推進室は、デジタル活用推進計画に記載されたデジタル活用の推進に関する基本的な方針、情報システム等の整備に係る事業の実施期間・事業費その他の事業内容、情報システム等の整備に係る事業の効果が、適切に記載されていることを確認する。

なお、地方公共団体が共同して調達を行う情報システムにあっては、システム名、参加予定地方公共団体及び各団体の導入予定時期が確認できる資料が添付されていることを確認する。

(3)　地域ＤＸ推進室は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。

(4)　地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省自治財政局地方債課（公営企業デジタル活用推進事業債にあっては総務省自治財政局公営企業課）へデジタル活用推進計画を提出の上、事業に係る起債届出・協議等を行う。

なお、「令和８年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について（第１次分）」及び「令和８年度公営企業債の協議等手続（一次協議分）に係る起債協議等額の照会について」で指定する提出期限の10日前までにデジタル活用推進計画を提出する。第２次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の10日前までにデジタル活用推進計画を提出する。

(5)　市区町村が実施する場合の(1)～(4)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

※　令和８年度地方債同意等基準運用要綱第一の二の１の(6)の⑤のエにおいて緊急防災・減災事業の対象とするものとしている事業の手続については、(1)～(5)と同様の取扱いとすること。

４．公営企業における広域化等事業費に係る対象拡充

(1)　対象事業

以下の広域化等事業費について、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システムの導入若しくは改修又は情報通信機器の購入に係る事業を対象に加える。

①　水道事業における広域化に伴い必要なもの

②　病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの

③　下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

なお、具体的な事業及び財政措置は、①については「水道事業における地方財政措置の令和８年度の主な改正事項等について」（令和８年４月１日付け総財営第34号総務省自治財政局公営企業経営室長通知）、②については「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和４年４月１日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知）、③については「下水道事業広域化・共同化

推進要領」（平成31年４月１日付け総財準第54号総務省自治財政局準公営企業室長通知）によること。

(2)　対象経費

公営企業が実施する(1)に掲げる事業に要する経費

(3)　その他の要件

①　情報システムに関する要件

自治体ＤＸ推進計画に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること。

②　事業費の要件

事業単位を一件として、一件の事業費が、100万円以上のものであること。

(4)　償還年限：原則として５年以内

(5)　事業期間：令和11年度まで

(6)　手続きの特例

(1)②の事業における(2)の経費を対象に令和８年度に起債を予定している団体においては、「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等について（通知）」（令和４年４月１日付け総財準第75号総務省自治財政局準公営企業室長通知）第２の５(1)に規定する関係書類の提出時期に関わらず、都道府県・政令市においては総務省へ、市町村等においては都道府県へ速やかに相談されたいこと。

【お問合せ先】
総務省自治行政局地域ＤＸ推進室
メール：gyousei_dx@soumu.go.jp
TEL　：03-5253-5586

別紙１

デジタル活用推進計画の記載事項等

デジタル活用推進事業債等の起債を予定する地方公共団体にあっては、デジタル活用推進計画（別添１）を以下の要領により作成すること。

なお、提出にあたっては、デジタル活用推進事業債、公営企業デジタル活用推進事業債及び緊急防災・減災事業債をそれぞれ別様とすること。

１　デジタル技術の活用の推進に関する基本的な方針

地方公共団体における基本的な方針を具体的に記載する。

なお、各地方公共団体が独自にＤＸ推進に関する計画等を策定している場合には、その内容をそのまま記載することや、併せて公表資料のＵＲＬを掲載することとしても差し支えない。

２　「自治体におけるシステム整備の考え方」への適合

自治体ＤＸ推進計画に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」の趣旨を理解し、検討した上で導入されるものであることを確認し、「○」を記載した上で提出すること。

３　情報システム等の整備に係る実施期間、事業費その他の事業内容

⑴ 起債の目的（E 列）

プルダウンから該当する項目を選択すること。

⑵ 起債の目的（詳細）（F 列）

「起債の目的」欄（E 列）について「単独事業（地域社会の諸課題）」を選択した場合には、該当する項目を選択すること。

⑶ 起債の目的（詳細）（G 列）

「起債の目的」欄（E 列）について「補助事業（新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型）」を選択した場合には、該当する項目を選択すること。

⑷ (2)(3)以外の場合

「起債の目的」欄（E 列）について上記(2)又は(3)以外を選択した場合には、「起債の目的（詳細）」欄（F、G 列）は空欄とすること。

⑸ 事業名（H 列）

整備する情報システムや情報通信機器等が分かるよう、事業名を具体的に記載する。なお、緊急防災・減災事業債については、プルダウンから該当する項目を選択すること。

関連システム（対象となる情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システム）の導入又は改修を行う場合は、改修するシステム名が分かるように記載し、併せて、関連元となる対象システムの名称を（　）書きで記載する。例：財務会計システム（オンライン申請システム関連）

⑹ 整備内容（I 列）

整備内容を具体的に記載する。

⑺ 補助金（J 列）

地方公共団体の一般会計等から補助を行う場合は、「○」を記載する（国庫補助事業として実施される事業について「○」を記載するものではないこと）。

⑻ 補助先（K 列）

⑺で「○」を記載した場合、補助先を具体的に記載する。

・地方公共団体の一般会計等から公営企業に補助を行う場合は、補助先となる公営企業の会計名を記載する。例：水道事業会計

・地方公共団体の一般会計等から公共的団体等に補助を行う場合は、補助先の名称を記載する。例：農業協同組合

・なお、「補助先」欄（K 列）が個人や民間企業等となっていないか確認すること。

⑼ 実施期間（L 列）

検討、システム設計、開発、機器購入、サービス導入などの工程を年度ごとに記載する。複数年度にまたがる場合は各年度の実施内容を記載する。

⑽ R８事業費（M 列）

百万円単位で記載する。各事業主体が地方債に関する省令に規定する様式第１号から第３号における「起債対象事業費」に記載する額と一致させること。ただし、同一の事業について、年度内に複数回に分けて協議・届出をする場合には、その合計額と一致させること。

４　情報システム等の整備に係る事業の効果等

⑴　情報システム等の整備に係る事業の効果

対象事業ごとに必要な「住民の利便性の向上」、「行政運営の効率化」又は「地域の課題解決」のいずれかの効果を可能な限り定量的に記載する。対象事業と起債の目的・記載する効果との対応関係は（別添２）のとおり。

なお、各地方公共団体において、事業の着手後に当初想定していた効果の検証等を行うこと。

⑵　関連システムの詳細

関連システムの導入又は改修を伴う場合は、対象となる関連システムの名称、概要及び改修が必要な理由を（　）書きで具体的に記載する。

⑶　一般会計補助金の考え方

地方公共団体の一般会計等から補助を行う場合は、事業費に対する補助額と補助対象事業者の負担額の割合や金額について、考え方を【　】書きで具体的に記載する。

５　共同調達によるシステムに関する資料

共同して調達を行う情報システムにあっては、システム名、参加予定地方公共団体及び各団体の導入予定時期が確認できる資料を添付する。当該資料には、単一の仕様書等に基

づき、単一の事業者からシステムを共同で調達する旨を記載すること。添付資料の一例として、都道府県が市町村と合意形成の上、共同調達の方針を作成した場合の例を（別添３）として示すので参照すること。

６　提出団体数及び事業数入力様式の作成

デジタル活用推進計画の提出に当たっては、別添４にデジタル活用推進事業債、公営企業デジタル活用推進事業債及び緊急・防災減災事業債それぞれの提出団体数、提出事業数、費用を記載すること。

（別添1）

情報通信技術の活用の推進に関する計画（デジタル活用推進計画）

団体名　○○県●●市

1. デジタル技術の活用の推進に関する基本的な方針

「●●市DX推進戦略2025」（https://www.city.aaa.lg.jp/dx/strategy2025.html）

○ 「デジタルでつながる便利で快適な市役所」「デジタルの利便性とセキュリティのバランスがとれた高品質なサービス」「デジタルを生かした安全・安心で安定したくらし」の価値観の下、「市政のDX」「地域社会のDX」に取り組む

2. 「自治体におけるシステム整備の考え方」への適合

○ 情報システムについては、自治体DX推進計画「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること。

3. 情報システム等の整備に係る実施期間、事業費その他の事業内容

No.	団体（組合）名	起債の目的	起債の目的（詳細） ※起債の目的欄（E列）で「単独事業（地域の諸課題）」を選択した場合に入力	起債の目的（詳細） ※起債の目的欄（E列）で「補助事業（地域未来交付金デジタル実装型）」を選択した場合に入力	事業名	整備内容	補助金 ※一般会計が公営企業会計や公共的団体等への補助事業を行う場合に「○」を記載	補助先 ※補助金（J列）が○の場合、具体的な補助先を記入	実施期間	R8事業費 （単位：百万円）
1	○○県○○市	単独事業（住民の利便性向上）			書かない窓口システム導入事業	書かない窓口システム開発			R7検討、R8～R9導入	100.0
2	○○県○○市	単独事業（住民の利便性向上）			オンライン申請システム導入事業	オンライン申請SaaS移行			R7検討、R8導入	30.0
3	○○県○○市	単独事業（住民の利便性向上）			財務会計システム（オンライン申請システム関連）	関連システムデータ連携改修			同上	20.0
4	○○県○○市	単独事業（行政運営の効率化（共同調達））			予算編成システム導入事業	○○県DX協議会が開発するシステムへの負担金			R7検討、R8設計、R9開発	80.0
5	○○県○○市	単独事業（サイバーセキュリティの確保）			サイバーセキュリティ対策強化事業	・エンドポイント対策、アクセス制御、ログ監視のためのソフトウェア導入			R8	30.0
6	○○県○○市	単独事業（住民の利便性向上）			インフラ用点検ドローン購入事業	点検用ドローン20機購入			R7検討、R8導入	1.0
7	○○県○○市	単独事業（地域社会の諸課題）			水道スマートメーター購入事業	スマートメーター2,000戸分購入に対する補助	○	水道事業会計	R8機器導入	20.0
8	○○県○○市	単独事業（地域社会の諸課題）			オンライン診療導入事業	拠点（公民館を活用）における端末・ネットワーク環境の整備に対する補助	○	病院事業会計	R8～R9拠点整備	50.0
9	○○県○○市	単独事業（地域社会の諸課題）			スマート農業機器購入事業	農家に貸与する農業散布ドローンの購入に対する補助	○	農業協同組合	R7～R9	40.0
10	○○県○○市	補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）			公立学校情報機器整備事業	学習者用端末の更新			R8機器更新	49.0
計										420.0

4. 情報システム等の整備に係る事業の効果等

情報システム等の整備に係る事業の効果 （関連システムの詳細） 【一般会計補助金の考え方】
・本人情報の入力作業や窓口における作業待ち時間（10分／人）を縮減
・窓口への来訪が不要となる。 ・申請結果の早期受取り
・同上 （財務会計システムで納付書等を発行しているが、オンライン申請システムの改修に伴う連携データ型の変更に合わせ、改修が必要となる）
・分析機能を追加し、行政運営の効率化を図る。 ・前回独自開発の予算編成システム更新時に比べ、開発経費を△70百万円削減 ・前回独自開発の予算編成システムに比べ、保守運用経費を△5百万円／年削減
・業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステムを導入し、庁内のサイバーセキュリティ対策を強化
・点検頻度を向上（全橋梁／年）し安全性を確保 ・点検時の道路通行止めが不要に ・人手で行っていた橋梁点検外部委託費20百万円／年を廃止
・2,000戸に係る漏水箇所の早期の把握 ・検針員の年間作業時間を15%縮減 【事業費の一部について、料金での回収が可能であるため、1/2を補助】
・●●地区（人口300人）の住民が地域で医療を受けることが可能となる ・医師の●●地区訪問診察（1回／週）が不要に 【●●地区の医療受診機会を確保するため、全額を補助】
・地域の農業事業者の所得を3%向上 ・害虫被害の低減 【国庫補助事業の補助率と同率とし、1/4を補助】
・端末の更新による学習環境の整備

（別添２）

対象事業と起債の目的・記載する効果との対応関係

対象事業			起債の目的	記載する効果
①地方単独事業	ア　情報システムの導入又は改修	(ｱ) 住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システム	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
		(ｲ) 行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム	単独事業（行政運営の効率化（共同調達））	行政運営の効率化
		(ｳ) サイバーセキュリティの確保のために必要な情報システム	単独事業（サイバーセキュリティの確保）	サイバーセキュリティの確保
		(ｴ) 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム（特定の者の利益を目的とするものを除く。）	単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
	イ　情報通信機器等の整備	(ｱ) a 住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性向上のために当該住民及び当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器の購入（内部管理に関するものを除く。）	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
			単独事業（住民の利便性向上（高等学校の学習者用端末の整備））	住民の利便性の向上
		(ｱ) b 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器の購入（特定の者の利益を目的とするものを除く。）	単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
		(ｲ) (ｱ)に掲げる情報通信機器を利用するための公共施設内のLAN整備	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
			単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
②国庫補助事業	ア　公立学校情報機器整備費補助金による事業（公立学校情報機器購入事業に限る。）		補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）	住民の利便性の向上
	イ　地域未来交付金デジタル実装型による事業		補助事業（地域未来交付金デジタル実装型）	住民の利便性の向上 行政運営の効率化 地域の課題解決 のいずれか該当するもの

（別添３）

〇〇県システム共同調達方針

（〇〇県〇〇部××課
令和〇年〇月〇日　制定
令和〇年〇月〇日　改訂）

【共同調達の推進体制】

例：〇〇県システム共同調達協議会
　　〇〇県デジタル担当課連絡会議

【共同調達システムの決定方法】

例：上記推進体制において、参加団体に対してアンケートを行い、共同調達するシステムを決定する。

【共同調達の内容】

以下のシステムについて、単一の仕様書等に基づき、単一の事業者から調達する。

＜調達システム名：システムＡ＞

・参加予定地方公共団体：〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町
・導入予定時期：令和〇年

＜調達システム名：システムＢ＞

・参加予定地方公共団体：〇〇県、〇〇市、××市、××町
・導入予定時期：令和〇年（ただし、〇〇市にあっては令和×年）

（別添４）提出団体数及び事業数入力様式

＜市町村提出団体数＞ 団体

＜市町村事業数等＞

	①デジタル活用推進計画		②公営企業分		③緊防債分			
	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数計	費用計（百万円）
①単独事業（住民の利便性向上）							0	0
②単独事業（行政運営の効率化（共同調達））							0	0
③単独事業（地域課題の諸課題）							0	0
④単独事業（高等学校の学習者用端末の整備）							0	0
⑤単独事業（サイバーセキュリティの確保）							0	0
⑥補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）							0	0
⑦補助事業（地域未来交付金）							0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

＜県庁分事業数等＞

	①デジタル活用推進計画		②公営企業分		③緊防債分			
	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数計	費用計（百万円）
①単独事業（住民の利便性向上）							0	0
②単独事業（行政運営の効率化（共同調達））							0	0
③単独事業（地域課題の諸課題）							0	0
④単独事業（高等学校の学習者用端末の整備）							0	0
⑤単独事業（サイバーセキュリティの確保）							0	0
⑥補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）							0	0
⑦補助事業（地域未来交付金）							0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙２

デジタル活用推進事業債における対象事業例等

１．　１⑴①ア⑺、イ⑺ａに係る対象事業例

住民に対して提供するサービスにおいて住民又は職員が利用する情報システム・情報通信機器であって、待ち時間・移動時間の短縮、住民の作業負担の軽減、当該サービスの質の向上等の直接・明確な導入効果が住民に生じるものが対象となる。その事業例は以下のとおり。

対象事例
オンライン申請システム、書かない窓口システム、証明書コンビニ交付システム、公共施設予約システム、オンライン学習システム、電子図書館システム、こども見守りシステム、健康応援アプリ、母子手帳アプリ、公開型GIS、氾濫状況モニタリングシステム、スマート除雪システム、防災情報提供システム、カードリーダー、住民窓口設置端末、キャッシュレス機器、キオスク端末、電子黒板、見守りカメラ・センサー、インフラ点検用ドローン、河川水位センサー・カメラ、降雪量センサー、フロントヤードシステムと情報連携する基幹システムの改修、マイナンバーカードアプリケーション搭載システムのための庁内システム改修、eL-QRを活用した公金収納のための財務会計システムの改修　等

※　なお、専ら地方公共団体等内部の事務処理において利用され、直接・明確な導入効果が住民に生じないものは対象外となる。その事業例は以下のとおり。

対象外事例
財務会計システム、人事給与システム、文書管理システム、税務システム、統合宛名システム、ＲＰＡ、高校奨学金貸付システム、設計・工事積算・施工管理システム、環境情報システム、電子カルテシステム、設計・工事積算施工管理システム、職員業務用PC、教員校務用PC、庁内システムサーバ、庁内ＬＡＮ　等

２．　１⑴①ア⑸、イ⑺ｂに係る対象事業例

地域社会の維持・発展を図る上で必要な課題を解決するために直接的に必要となるものが対象となる。その事業例は以下のとおり。

対象事例
サテライトオフィス・コワーキングスペースにおけるPC、営農環境モニタリングシステム、農業用ドローン、地域通貨システム、観光アプリ、バス運行情報提供システム、オンデマンド交通システム、住民向けMaaSアプリ、交通キャッシュレス機器、水道管路劣化状況点検システム、管路等劣化状況点検用ドローン、水道スマートメーター、浄水場等運転監視システム、内水氾濫に関する情報配信システム、トンネル軌道点検システム、保育所・放課後児童クラブ支援システム、保育所こども見守りカメラ、高齢者見守りシステム、介護ロボット、オンライン診療システム、遠隔画像診断システム、地域医療連携システム　等

※　なお、単にデジタル化により特定の事業者等の業務の効率化や、サービス利用者の利便性向上が図られることのみをもって地域社会の諸課題を解決するために必要なものとはいえず、対象外となる。その事業例は以下のとおり。

対象外事例
料金等情報提供システム、上下水道開閉栓受付システム、上下水道料金閲覧システム、問診システム、病院会計自動精算機システム　等

※　１及び２に例示した情報システムや情報通信機器は一般的な名称・概要を事例として示したものであり、デジタル活用推進事業債の対象となるかどうかは、令和８年度地方債同意等基準等に照らし、個別具体に判断する必要があることに留意が必要。

※　対象外となる情報システムについて、行政運営の効率化を図るため地方公共団体が共同して調達を行う場合やデジタル活用推進事業債の対象となる情報システムに関連して導入又は改修を行う場合は対象となる。

３．　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費として、以下の業務に係るシステムの標準化のために必要な経費は対象外となる。

標準化の対象業務
住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、生活保護、介護保険、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子育て支援、就学

別紙３

【都道府県・指定都市が事業実施者の場合】

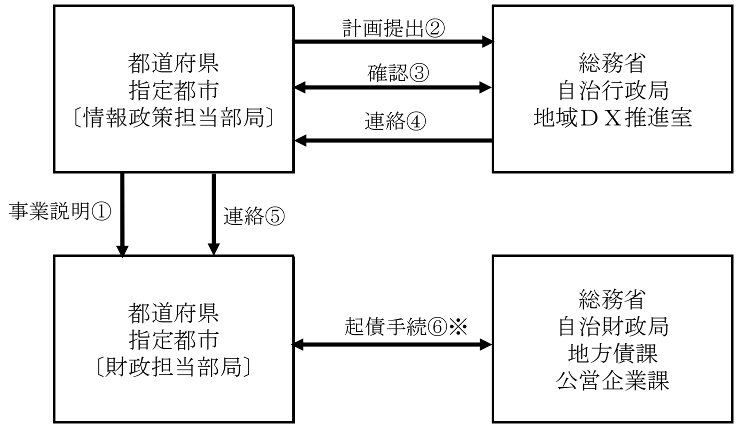

【市区町村が事業実施者の場合】

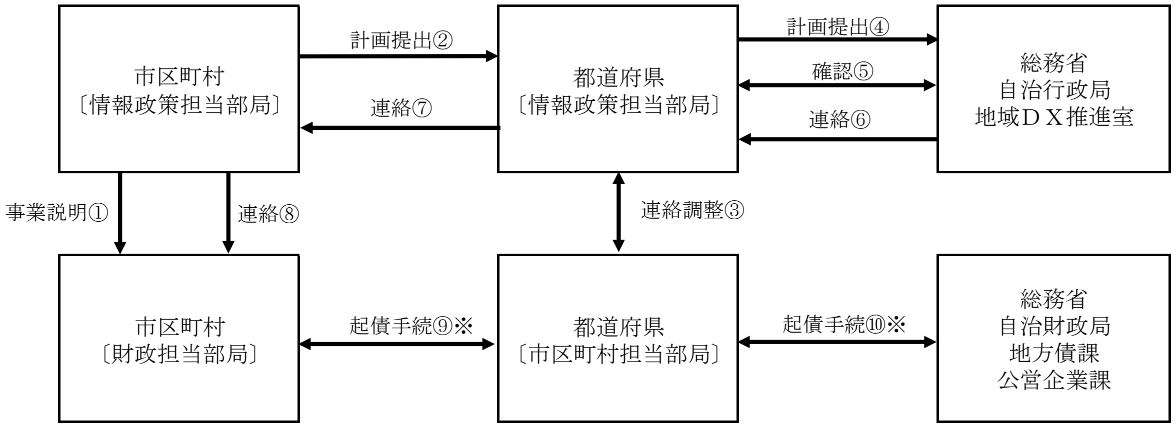

※届出を含む